

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 29 日

学校法人四條畷学園
理事会 御中

学校法人四條畷学園

監事 赤水 謙二

監事 重坂 昇

私たち監事は、私立学校法第 52 条及び学校法人四條畷学園寄附行為第 28 条に基づき、学校法人四條畷学園の令和 6 年度(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)の学校法人の業務の執行状況、財産の状況及び理事の業務執行の状況について監査いたしました。

1. 監査の方法

私たちは、監査にあたり、理事会、常任理事会および評議員会に出席し、理事並びに事務局長等から業務の報告を聴取するとともに、重要な決裁書類等を閲覧して、業務及び財産の状況を調査し、また、有限責任 あずさ監査法人から監査の状況の報告を受けるなど必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。
- (2) 財産目録及び計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び附属明細表)は会計帳簿の記載と合致し、学校法人四條畷学園の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めました。
- (3) 理事の業務執行の状況は適切であり、不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以 上